



# 令和4年度 第3四半期 信用保証業務概況

千葉県信用保証協会

会長 吉野 毅  
令和5年1月20日

# 令和4年度第3四半期 業務概況

## 資金需要は引き続き落ち着いて推移する一方、代位弁済は依然として増加傾向

- ✓ 令和4年12月末時点の保証承諾実績について、件数は**18,861件(前年比99.9%)**、金額は**2,724億円(前年比97.9%)**となりました。千葉県制度「新型コロナウイルス感染症対応特別資金」による資金繰り支援が一巡したことで、依然として資金需要は落ち着いています。  
【参考】コロナ前の各年度12月末時点の保証承諾実績 令和元年度:3,325億円 平成30年度:3,655億円 平成29年度:3,548億円
- ✓ 令和3年4月(1兆5,780億円)をピークに保証債務残高は減少しており、令和4年12月末時点での保証債務残高は**1兆4,465億円**です。
- ✓ 利用企業者数は令和3年度末から366企業増加し、令和4年12月末時点で**48,963企業**です。保証承諾は落ち着いて推移しているものの、利用企業者数は微増傾向にあります。また、この企業者数は**県内中小企業者120,789企業(※)の40.5%**に相当し、令和3年度末の40.2%から0.3ポイント増加しています。  
※平成30年11月30日経済産業省公表数値
- ✓ 返済が困難となった中小企業者に代わり金融機関に立替払いをする代位弁済の金額は、令和4年12月末時点で**136億円(前年比140.0%)**となりました。代位弁済は、毎月の変動はありながらも、令和3年度下半期から増加傾向にあり、注視が必要と考えます。

【表1】令和4年12月末時点業務概況

(単位:件, 百万円, %)

	保証承諾				保証債務残高				代位弁済			
	件数	前年比	金額	前年比	件数	前年比	金額	前年比	件数	前年比	金額	前年比
合計	18,861	99.9	272,369	97.9	112,678	100.1	1,446,453	94.7	901	129.5	13,555	140.0

# 令和4年度第3四半期 保証承諾の状況



【表2】制度別保証承諾状況

(単位:百万円, %)

【表3】業種別保証承諾状況

(単位:百万円, %)

【表4】金融機関群別保証承諾状況(単位:百万円, %)

	令和4年12月末時点		
	保証承諾額	前年比	構成比
協会制度	112,855	121.9	41.4
普通保証	65,414	126.9	24.0
経営安定関連保証	5,698	98.7	2.1
借換保証	4,585	119.4	1.7
中小企業特定社債保証	2,024	72.5	0.7
流動資産担保融資保証	816	91.2	0.3
危機関連保証	0	-	0.0
災害関係保証	0	-	0.0
東日本大震災復興緊急保証	0	-	0.0
経営力強化保証	2,569	155.1	0.9
創業関連保証	351	152.0	0.1
伴走支援型特別保証	19,946	307.4	7.3
その他	11,451	-	4.2
県制度	142,085	84.8	52.2
サポート短期資金	34,178	106.2	12.5
セーフティネット資金	2,453	34.8	0.9
セーフティ・震災復興	0	-	0.0
事業資金運転	59,626	120.9	21.9
事業資金設備	5,004	118.6	1.8
小規模事業資金	17,625	105.2	6.5
経営力強化資金	104	-	0.0
創業資金	3,305	98.7	1.2
新型コロナウイルス感染症対応伴走支援資金	19,131	144.0	7.0
その他	660	-	0.2
市町村制度	17,429	95.7	6.4
合計	272,369	97.9	100.0

	令和4年12月末時点		
	保証承諾額	前年比	構成比
製造業	26,416	91.9	9.7
建設業	83,679	96.1	30.7
卸売業	53,328	106.3	19.6
小売業	29,967	96.6	11.0
運送倉庫業	14,368	89.8	5.3
不動産業	20,117	105.2	7.4
サービス業	43,343	96.3	15.9
その他	1,150	99.2	0.4
合計	272,369	97.9	100.0

	令和4年12月末時点		
	保証承諾額	前年比	構成比
都市銀行	4,911	71.0	1.8
地方銀行	142,160	99.9	52.2
第二地銀	53,749	99.0	19.7
信用金庫	61,753	94.8	22.7
信用組合	9,459	100.5	3.5
信託銀行	0	-	-
その他	336	147.0	0.1
合計	272,369	97.9	100.0

- ✓ 協会制度「伴走支援型特別保証制度」及び千葉県制度「新型コロナウイルス感染症対応伴走支援資金」が堅調に利用されています。詳細は本資料5ページをご覧ください。【表2】
- ✓ 創業を予定している方や創業間もない中小企業者を対象とした千葉県制度「創業資金」は保証承諾金額が令和4年12月末時点で**33.0億円(前年比98.7%)**と、底堅く推移しています。【表2】  
【参考】千葉県制度「創業資金」の各年度12月末時点の保証承諾実績  
令和3年度:33.5億円 令和2年度:20.7億円 令和元年度:22.4億円  
平成30年度:17.3億円  
令和4年度も、同制度の保証料率は通常の0.8%から0.4%に割引されており、ご利用いただきやすい保証制度となっています。
- ✓ そのほか、コロナ前から利用されている協会制度「普通保証」や千葉県制度「事業資金運転」が中心となっています。【表2】

# 令和4年度第3四半期 代位弁済の状況



【表5】制度別代位弁済状況

(単位:百万円, %)

【表6】業種別代位弁済状況

(単位:百万円, %)

【表7】金融機関群別代位弁済状況(単位:百万円, %)

	令和4年12月末時点		
	代位弁済額	前年比	構成比
協会制度	5,039	129.5	37.2
普通保証	1,900	91.1	14.0
経営安定関連保証	1,024	237.0	7.6
借換保証	487	240.2	3.6
特定社債保証	30	35.0	0.2
流動資産担保融資保証	20	-	0.2
危機関連保証	144	52.7	1.1
災害関係保証	0	-	0.0
東日本大震災復興緊急保証	88	83.2	0.6
経営力強化保証	384	665.9	2.8
創業資金	0	-	0.0
伴走支援型特別保証	60	-	0.4
その他	902	-	6.7
県制度	7,760	145.0	57.2
サポート短期資金	378	112.2	2.8
セーフティネット資金	1,026	118.1	7.6
セーフティ・震災復興	54	320.6	0.4
新型コロナウイルス感染症対応特別資金※	3,360	194.1	24.8
事業資金運転	2,160	114.7	15.9
事業資金設備	140	94.7	1.0
小規模事業資金	408	146.6	3.0
経営力強化資金	0	-	0.0
創業資金	92	180.9	0.7
新型コロナウイルス感染症対応伴走支援資金	115	-	0.8
その他	28	-	0.2
市町村制度	756	172.8	5.6
合計	13,555	140.0	100.0

	令和4年12月末時点		
	代位弁済額	前年比	構成比
製造業	1,181	61.5	8.7
建設業	4,680	176.5	34.5
卸売業	2,944	218.7	21.7
小売業	1,415	69.5	10.4
運送倉庫業	1,580	299.7	11.7
不動産業	227	59.7	1.7
サービス業	1,442	176.7	10.6
その他	87	-	0.6
合計	13,555	140.0	100.0

	令和4年12月末時点		
	代位弁済額	前年比	構成比
都市銀行	746	189.7	5.5
地方銀行	6,111	110.3	45.1
第二地銀	3,255	161.8	24.0
信用金庫	3,102	214.4	22.9
信用組合	230	97.1	1.7
信託銀行	0	-	-
その他	111	233.4	0.8
合計	13,555	140.0	100.0

✓ 千葉県制度「新型コロナウイルス感染症対応特別資金」の令和4年12月末時点における代位弁済金額は**33.6億円(構成比24.8%)**です。【表5】

また、制度創設以来の代位弁済件数及び金額は、**378件・63.9億円**です。

【参考】千葉県制度「新型コロナウイルス感染症対応特別資金」の保証承諾件数及び金額の累計は**44,893件・8,571億円**です。なお、同制度は令和3年3月31日申込受付分をもって終了しました。

✓ 業種別の代位弁済金額の構成比と保証債務残高の構成比を比較すると、**建設業、卸売業、運送倉庫業**において、代位弁済金額の構成比が上回りました。【表6、8】

【表8】業種別保証債務残高構成比 (単位:%)

令和4年12月 構成比	
製造業	11.7
建設業	26.9
卸売業	16.0
小売業	13.1
運送倉庫業	6.4
不動産業	7.0
サービス業	18.6
その他	0.4
合計	100.0

※信用保証料の補助あり、補助なしを合算した実績

## 当協会は千葉県産業振興センターと 「業務連携・協力に関する覚書」を締結しました

- ✓ 当協会は千葉県産業振興センターと、令和4年11月28日付で、「業務連携・協力に関する覚書」を締結しました。
- ✓ 従前、両機関は「経営支援」に関する連携の覚書を締結していましたが、今般の覚書締結により、「災害時・危機時に関する連携」、「人事交流に関する連携」にも拡大するものです。

- ✓ 本覚書による連携内容は以下のとおりです。
  - (1) 災害時・危機時に関する連携
    - 災害時・危機時における職員の応援派遣 等
  - (2) 人事交流に関する連携
    - 職員の交流派遣 等
  - (3) 経営支援に関する連携
    - 中小企業・小規模事業者向けセミナー等の合同開催
    - 専門家を活用した経営支援 等



覚書締結式の様子

- ✓ 両機関が連携することにより災害時・危機時においても、中小企業・小規模事業者に対して切れ目のない支援を行ってまいります。また、双方の経営支援のノウハウの共有するとともに、職員の知識・スキルの向上を図ることで、中小企業・小規模事業者の課題解決に一層取り組んでまいります。
- ✓ なお、信用保証協会と都道府県等中小企業支援センター(※)との災害時・危機時における連携に関しては、**全国で初めての取組**です。  
(※) 中小企業支援法に基づいて設置された団体であり、千葉県においては公益財団法人千葉県産業振興センターが指定されています。

# 令和4年度第3四半期のトピックス②

## 伴走支援型特別保証制度の保証承諾実績が700億円を突破しました

- ✓ 協会制度「伴走支援型特別保証制度」及び千葉県制度「新型コロナウイルス感染症対応伴走支援資金」の保証承諾実績が制度創設以来の合計で、**件数は2,943件、金額は713億円**となりました。  
なお、協会制度「伴走支援型特別保証制度」は889件・328億円、千葉県制度「新型コロナウイルス感染症対応伴走支援資金」は2,054件・386億円です。
- ✓ 両制度は千葉県制度「新型コロナウイルス感染症対応特別資金」の後継として、令和3年4月1日に取扱いが開始された制度です。
- ✓ 両制度の特徴は、**中小企業者が金融機関との対話により策定した経営行動計画書を踏まえ、金融機関が原則として四半期毎に行うフォローアップを通じて、中小企業者に継続的な伴走支援を行うことです。**
- ✓ 協会制度「伴走支援型特別保証制度」は令和5年1月10日付で改正されました。制度概要と主な改正内容は下表のとおりです。

【表9】伴走支援型特別保証制度(協会制度)の概要と主な改正内容

	制度概要	改正内容
取扱期間	令和6年3月31日当協会保証申込受付分まで	1年間延長されました。
申込資格要件	①セーフティネット4号 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けていること ②セーフティネット5号 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること ③一般保証 売上高、売上高総利益率あるいは売上高営業利益率について、一定の減少要件を満たしていること	①②について、認定の取得事由等の制限が撤廃されました。 ③について、売上高減少要件が15%から5%に緩和され、また、売上高総利益率及び売上高営業利益率の要件でも本制度の利用が可能となり、対象者が拡充されました。
保証限度額	1億円	-
保証期間	一括返済:1年以内 分割返済:10年以内(据置期間5年以内)	-
信用保証料率	国からの補助により実質的な信用保証料率は、申込資格要件①②の場合は0.20%、申込資格要件③の場合は0.20%から1.15%の9区分	-

**【本資料に関するお問い合わせ先】**

千葉県信用保証協会 企画部

経営企画課 担当：竹花・細川

TEL：043-221-8185

- 個々の金額は四捨五入し百万円単位にしたものです。そのため個々の金額と合計額が一致しない場合があります。
- 構成比の数値は、小数点第二位を四捨五入したものです。そのため、構成比の合計が100%にならない場合があります。